

1. 商品名	利付国債
2. 販売対象	個人 および 法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・新発債は、2年・5年（中期国債）および10年（長期国債）があります ・上記期間以内の既発債もお取り扱いできます
4. 購入方法 (1) 購入単位 (2) 経過利子	<ul style="list-style-type: none"> ・購入単位は、額面5万円以上5万円単位となります ・ご購入時に、経過利子の払込みが別途必要となる場合があります（次回利払日には、ご購入日から次回利払日までの実際の期間にかかわらず半年分の利子が支払われるため）
5. 償還方法	償還日には額面金額で償還になります
6. 利払方法 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・発行銘柄ごとのクーポン（表面利率）が償還日まで適用されます ・年2回、半年ごとに支払われます ・個人の場合は、原則として20.315%の申告分離課税となります ただし、マル優・特別マル優制度のお取り扱いができます ・法人（非課税法人を除く）の場合は、原則として総合課税となります
7. 手数料	なし
8. 付加できる 特約事項	マル優・特別マル優制度のお取り扱いができます
9. 中途換金時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・償還前でも換金することができます その場合は、市場価格を基準にした価格で当行が買取らせていただきます ただし、価格は金利の変動等により上下しますので、市場実勢によっては投資元本を割込むことがあります ・利払日・償還日の7営業日前から前営業日までの期間は、中途換金のお申し込みはできません ・買取り代金は、お申込み日の3営業日後にお客さまご指定の預金口座に入金いたします
10. リスクに関する 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・価格は金利の変動等により上下しますので、償還前に換金される場合は投資元本を割込むことがあります ・発行者の財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割込むことがあります ・非預金商品であり、預金保険の対象ではありません ・新発債については、国（財務省）が発行を中止・延期した場合、約定取消になります
11. 当行の苦情対応 措置及び紛争解 決措置	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</p>

<p>12. その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本国債は、国が発行する安全性の高い債券です ・ マル優・特別マル優制度をご利用になられる場合は、購入と同時に「口座管理」にする必要があります ・ クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません ・ 本国債のお取引は、主に当行が直接の相手方となる等の方法により、お客さまのお取引を成立させます ・ 販売条件等については、窓口でお問い合わせください
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

商号等：株式会社七十七銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第5号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会